

岩手県告示第890号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩泉町長から次のとおり通知があった。

平成22年11月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町釜津田字上栗宿地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成22年10月8日から平成23年3月19日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（数値地形測量）